

(仮称) 小金井市新福祉会館建設に関する 庁内検討委員会 (第7回)	日時	平成29年6月23日 (金) 9:00~10:30	場所	西庁舎 第五会議室
出席者	委員長 (福祉保健部長)、副委員長 (福祉会館等担当課長) 委員: 子ども家庭部長、企画政策課長、コミュニティ文化課長、地域福祉課長、自立生活支援課長、介護福祉課長、健康課長、高齢福祉担当課長、子ども家庭支援センター等担当課長、建築営繕課長、公民館長			
欠席者	子育て支援課長			
事務局	地域福祉課地域福祉係			
議題	1 建設基本計画 (素案) の検討 2 その他			
配布資料	(資料①) (仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画 (素案) (資料②) (仮称) 新福祉会館における機能連携について			
結果要旨	<p>(会議に先立ち、委員長が挨拶を行った。) (事務局から以下の事項について報告を行った。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 素案確定までの今後のスケジュールについて</li> <li>○ 市議会全員協議会の開催について</li> <li>○ 会議録について</li> </ul> <p>(前回委員会の疑問点について事務局から説明を行った。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新福祉会館の指定管理方法について、指定管理者制度は、基本的には公の施設の管理を包括的に指定管理者に行わせることを想定しているものの、施設の形状や地方公共団体特有の諸事情を踏まえ、条例で業務の範囲を定めることにより、施設の管理の一部のみを指定管理として行わせることも考えられるとのことである。また、ハード面の施設の管理を指定管理者が行う業務の範囲の中に入れ、ソフト面の企画等の事業については指定管理者が行う業務から外すことで、地方公共団体が直接ソフト面の企画等の事業を行うことも可能である。具体的には各自自治体は規程等で範囲を決めており、建物内に保健センターやその他直営事業を管理の範囲から除外する方法で建物の指定管理を行っており、新福祉会館においても問題はないのではないかと思います。</li> </ul> <p><b>【議題1 理念・機能と事業展開の整理】</b> <b>【議題2 建設場所及び規模等について】</b> <b>【議題3 建設基本計画 (素案) の検討】</b></p> <p>(事務局による資料説明) (質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 素案4ページの地域共生社会の記載について、地域共生社会というイメージとして、子どもや、就職などが困難な引きこもりの若者等についての問題も重要な視点として取り組むべき課題であると思う。</li> <li>○ 新しく建設する施設なので、やはり直近の国や東京都の動向をこの計画に可能な限り盛り込んで策定したいと考えており、地域共生社会の実現という文言を今回の計画に入れている。</li> <li>○ 福祉保健部検討報告書での理念を掲げる際には、既に地域共生社会の理念の流れを汲んでいるので、現段階で地域共生社会が明記されたとしても、理念としては合致するはずである。国の現在の事業展開の流れでもあり、今後の補助金の獲得なども視野に入れている。</li> <li>○ 財源を見据えながら計画を作成することは非常に大切であり、理念のコンセプトの中には当初から地域共生社会の実現を包含して検討を行ってきた。</li> <li>○ 地域共生社会は高齢者、障がい者、子どもなど、全ての人々が対象であり、包括的に考えていくことから、そのように御理解いただければ良いと思う。</li> <li>○ 新しい福祉会館は地域共生社会の実現に向けての施設と位置付けるという整理か。 → 市の中心部に設置されるひとつの大きな拠点として活用していきたいと思う。</li> </ul>			

- 地域共生社会の実現を新福祉社会館の理念として前面に出してコンセプトにしていった結果、実施できるまでの熟度は高まっているのか。
  - 既に理念の中には地域共生社会の実現という要素は入っていたので、事業の実施などにあたっての問題はない。
- 今年度改訂予定の保健福祉総合計画へも地域共生社会の理念を盛り込んでいくことになるかと思うので、必然的に地域共生社会の実現に向けての取組を行っていく必要がある。
  - 平成29年2月に厚生労働省から地域共生社会の実現に向けた改革工程が示され、各市もこの方向に進んでいくことになるのではないかと思います。基本理念には当初からこの地域共生社会の実現を見据えたものが根底にあるので、分かりやすく明記したものと認識している。今後、保健福祉総合計画を改訂していくに当たっては、新福祉社会館建設基本計画との関連性も必要になると思っている。
- 地域共生社会の実現の拠点とすることで、現時点での機能の中で、外れてしまう機能はあるのか。市民協働などはこの理念に適合するのか。
  - 市民協働は地域課題の解決力の強化に向けて多様な担い手の育成などを示している厚生労働省の案に適合するもののひとつであると思う。
- 平成29年2月に厚生労働省から地域共生社会の実現に向けた概要が示されてから、この考え方を基本として新福祉社会館建設の理念を整理してきたので、基本計画において、地域共生社会実現の考え方から外れる内容は基本的にはないと思っている。
- 例えば親子あそびひろば事業もこの理念の中に含まれるのか。
  - 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアは、高齢者だけでなく妊婦から高齢者まで年齢の制限は全く設けず包括的に支援していくとの考えであり、この中には外国人も含まれているおり、生活上の困難を抱えている人達に対して包括的に支援していこうというのが基本的な理念なので、親子あそびひろばもこの理念の中に含まれている。
- 福祉総合相談窓口は縦割りを無くして丸ごと包括的に支援するとした地域共生社会の理念と合致するのか。
  - 適切な部署に繋いでいくための専門性のある職員を配置し、ただの案内役ではなく、ある程度まで話を聞き、関係する機関に繋いでいく窓口を想定している。
- 福祉総合相談窓口が対象としている相談者はどういった人達を想定しているのか。
  - どんな人でも一旦は福祉総合相談窓口で受けるイメージである。困りごとがあってもどこに相談に行けば良いか分からない人、困っている人の相談を受け入れて、話を聞き、単なる案内人ではなくて、問題解決ができる部署に適切に繋いでいくところが、単純な案内カウンター受付と福祉相談窓口が違う部分だと考える。
- 複数の相談がある人に対しては、コンシェルジュが相談室に通して、その相談室に、対象となる相談先が入れ替わりで相談に応じていくというイメージを持っている。
  - その点はケースバイケースであると思っている。担当に窓口まで来てもらい、そのまま担当部署へ同行することも考えられる。
- 素案の14ページに、建設候補地には災害発生時の体制として、災害ボランティア拠点は災害対策本部等と緊密な連携が可能であることが望ましいことを掲げているが、大災害発生時は様々な車両が入って来るとも想定されるので、場所が混雑して逆に機能不全に陥る可能性もあるのではないかと懸念はされている。災害発生直後と、災害ボランティアの拠点設置の時期は異なるので、全く同時期に混雑するとは考えていないものの、市民検討委員会において質疑があるかもしれない。主管課と調整を行っておく必要があるのではないかと。
- 最後に機能の部分で追加であるが、団体が使用するための、コピー機や印刷機が設置してある印刷スペースは、新福祉社会館のような施設では必要となってくるので、一定のスペース

を用意しなければならない部分であると思うので、どの項目に載せていくかは検討するが、そういったスペースやコーナーも追加で必要となってくるということの認識もしておいてもらいたい。

→ 市民協働などでも必要となってくると思うので、機能として明確に記載をしてもらえればありがたい。

- 印刷コーナーなどを設置するとして、有料化や使用料の管理、所管等については全体的に今後の整理していく必要があると思う。

**【議題2 その他】**

(質疑)

- 特になし

**【3 次回開催日程について】**

- 次回の日程は6月29日の午前9時から第二庁舎801会議室で開催する。

－ 以上で終了 －